

## 指定管理者を募集

指定管理者制度とは、公の施設全体の管理運営を民間団体に行ってもらう制度です。

町では、「健康いきいき御船町」を推進し、社会体育施設の運営や事業を、民間の創意工夫で、よりきめ細やかなサービスの向上を行うため、施設の管理運営を行ってもらう指定管理者を募集します。指定管理者の選考にあたっては、町指定管理者選定委員会で候補者を選定します。選定後、議会での承認を得て決定します。



☎社会教育課社会体育係 ☎282-4111

### 【管理運営施設の概要】

#### ◆御船町スポーツセンター（御船町大字木倉1176番地1）

- ・アリーナ
- ・武道場
- ・温水プール
- ・事務所など

#### ◆御船町民グラウンド（御船町大字木倉1600番地）

- ・野球1コート（少年野球2コート）
- ・ソフトボール2コート
- ・倉庫など

### 【応募方法】

詳細が決定次第、町ホームページおよび、スポーツセンターにて指定管理者募集要項および仕様書を配付します。

また、説明会を予定していますので、希望する団体は、社会教育課社会体育係（スポーツセンター）まで、お問い合わせください。

## 6月は環境月間です

ごみや環境問題について考えてみませんか？



☎みず環境課生活環境係 ☎282-1604

**4,419トン** この数字は、平成25年度に御船町から出た可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみを合わせた量になります。そのうち、家庭から出る可燃ごみは、昨年3,922トン。1人あたりにすると、220\*にもなります。人口は減っているのに、平成22年度から増え続けているごみ。普段から少し気を付けることで、ごみの減量につながります。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
可燃ごみ	3,852	3,713	3,791	3,876	3,922
資源ごみ	475	440	388	389	378
粗大ごみ	89	95	115	110	119
合計	4,416	4,248	4,294	4,375	4,419
人口	18,251人	18,156人	18,015人	17,912人	17,803人

## 「御船のルール」を議会と意見交換

☎総務課秘書係 ☎282-1392

御船町みんなでつくる町の基本条例素案検討委員会（中村幸雄委員長）は5月23日、御船町議会（岩田重成議長）との意見交換を開催しました。

自治基本条例は、御船町のまちづくりを進める上で共通のルールを決めるもの。町民と町職員の20人で構成する検討委員会で、条例づくりの検討を行っています。

意見交換では、検討委員会から自治基本条例策定の目的や取り組みを説明した後、自治基本条例のイメージや期待を議員と話し合いました。

議員からは、「若い人がまちづくりに参画できるような条例をつかってほしい」「幅広い住民の声をどう聞いていくのか」「本当に条例が御船町に必要なのか」といった意見があがりました。検討委員会から、「条例づくりの検討は、町民に身近なまちづくり、地域コミュニティから議論した。まちづくりに参加できる人の環境を整えていくことが大事」と説明しました。

検討委員会では今後、住民や団体、議会との意見交換を図りながら、自治基本条例に必要な項目の選定を進めて、「御船町のルール」づくりを進めていきます。

### ◎自治基本条例

まちづくりの基本的な考え方と姿勢、町民、行政、議会の役割を明らかにするためのルール。自治体の「憲法」ともいわれる。全国で約300の市町村が、県内では熊本市、合志市、大津町の3市町が条例を制定している。



議員15人と検討委員16人が参加した意見交換

## 分ければ資源 混ぜればごみ

ごみを正しく分別することで、ごみの減量化と資源化につながります。エコバックを利用してレジ袋をできるだけ使わないように心掛けましょう。

### 【可燃ごみは正しく分別しましょう】

生ごみは、水切りをしっかりと出しましょう。生ごみ処理機などを使用することも有効です。

### 【資源ごみはリサイクルへ】

リサイクルされたものは販売され、リサイクルの資源物販売益金としてクリーンセンターに入り、町負担金の軽減になります。リサイクルできる、空き缶や空き瓶などは洗って、毎月行われている各地区のリサイクルステーションに出しましょう。

## 不法投棄は犯罪です

大型家具などの粗大ごみは、決められた粗大ごみの日に出しましょう。

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」

ごみの不法投棄は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条）で禁止されています。

これに違反して不法投棄をした場合「5年以下の懲役若しくは1000万円（法人は3億円）以下の罰金又はこれらの併科に処せられ、また、未遂の場合も罰せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条、第32条）」

## 浄化槽を適切に維持管理しましょう

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚れた生活排水を処理する装置です。浄化槽の機能を十分に発揮するためには、微生物が活動しやすい環境を保つよう、適切な維持管理を行うことが大切です。

また、浄化槽設置者の3つの義務として「保守点検」「清掃」「法定点検」があります。浄化槽の機能を正常に保つための点検、調整、修理、消毒剤の補給、ブロワの調整等を行う「保守点検」と浄化槽内の汚泥などの引き出しや調整、機器類の「掃除・洗浄」などを適切に行い、毎年1回は「法定検査」を受けましょう。